

## 景観形成重要建造物等の指定について（第17次）

景観形成重要建造物等の指定（案）について・・・・・・・・・・ 1

～指定資料（案）～

花井家住宅・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 3

蛭田理研事務所・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 7

旧黒田家住宅・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 11

江見家住宅・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 15



# 景観形成重要建造物等の指定（案）について

## 1 制度の概要

本制度は平成16年の景観条例改正により創設され、地域の景観の形成に重要な役割を果たしている建造物を「景観形成重要建造物」として、また、樹木又は樹木の集団を「景観形成重要樹木」として、所有者の同意を得て指定している。

指定した建造物又は樹木（以下「景観形成重要建造物等」という。）について、適切な維持管理を義務づけ、現状変更等に際しての届出を求めることで、地域住民に親しまれる貴重な景観資源の保全を図るとともに、住民の景観形成に向けた意識の高揚、活動の促進等を期待するものである。

また、景観形成重要建造物等（公共所有のものは除く。）については、（公財）兵庫県まちづくり技術センターが実施する景観形成支援事業の対象とすることで、県民や事業者による修景等を支援している。

## 2 これまでの指定状況

平成17年度の第1次指定から令和5年度の第16次指定まで、これまでに計133件を指定している（うち1件は国指定重要文化財、2件は景観法に基づく景観重要建造物、2件は市指定文化財となり、1件は除却により滅失したため解除。現在の指定は127件）。

※参考資料2「景観形成重要建造物等一覧」参照

## 3 選定の考え方

第17次指定候補は、県民局、市町、景観形成等推進員、ヘリテージマネージャーから推薦された物件のうち下記の景観形成等基本方針に示された指定要件を満たすものとする。

【景観形成等基本方針に示された指定要件】

種別	指定要件
景観形成重要建造物	①歴史的建造物 伝統的構法や地域固有の建築様式を残す町家、商家、民家等の歴史的建造物で、文化財の指定には至らないもの
	②公共・公益的施設 学校や庁舎など、地域の住民が広く利用している（していた）公共性の高い施設で、地域の景観形成に寄与しているもの
	③地域活動の拠点施設 まちづくり活動等の拠点として地域の住民が利用している施設で、地域の景観形成に寄与しているもの
	④地域のシンボル、ランドマーク等 地域のシンボルやランドマークとなっている建造物で、地域の住民に親しまれているもの
景観形成重要樹木	地域の住民が愛着を持って守り育ててきた古木、大木、並木、鎮守の森、街路樹等で、地域の景観形成に寄与しているもの